

滋賀県育児休業代替任期付職員等の登録案内

【 制度概要 】

滋賀県では、職員が産前産後休暇および育児休業ならびに配偶者同行休業を取得するなどした際に、その代替職員として、以下の職に就き勤務する候補者の登録制度を実施しています。

- 「臨時的任用職員」とは、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合等に、その代替として、6月以内（最長1年を超えない範囲で更新の可能性あり。）の任期で、臨時的に任用（採用）する職員のことです。
- 「産前産後休暇代替任期付職員」とは、滋賀県職員が産前産後休暇を取得した場合に、その代替として、当該職員の産前産後休暇期間の範囲内で任用（採用）する職員のことです。
- 「育児休業代替任期付職員」とは、育児休業法および条例に基づき滋賀県職員が育児休業をした場合に、その代替として、当該職員の育児休業期間（3年未満）の範囲内で任用（採用）する職員のことです。
- 「配偶者同行休業代替任期付職員」とは、配偶者同行休業条例に基づき滋賀県職員が配偶者同行休業をした場合に、その代替として、当該職員の配偶者同行休業期間（3年未満）の範囲内で任用（採用）する職員のことです。

なお、上記の職（以下「育児休業代替任期付職員等」という）の候補者としての登録ですので、登録されても任用（採用）されない場合があります。



1 臨時的任用職員について

臨時的任用職員とは、地方公務員法第22条の3の規定に基づき、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に、6月以内（最長1年を超えない範囲で更新の可能性あり。）の期間で任用（採用）されます。

2 産前産後休暇代替任期付職員について

産前産後休暇代替任期付職員とは、産前産後休暇を取得する職員の代替職員として、当該職員の休暇期間（約4月間）の範囲内で任用（採用）されます。

3 育児休業代替任期付職員および配偶者同行休業代替任期付職員について

育児休業代替任期付職員とは、育児休業をする職員の代替職員として、配偶者同行休業代替任期付職員とは、配偶者同行休業をする職員の代替職員として、当該職員の休業期間（3年未満）の範囲内で任用（採用）されます。

育児休業代替任期付職員等については、任期を定めた任用（採用）であること、また、育児休業、育児短時間勤務および配偶者同行休業をすることができないこと以外は、基本的には一般の正規職員と同等の職務内容（※）、勤務条件となります。

産前産後休暇、育児休業または配偶者同行休業等をする職員があった場合に、あらかじめ採用候補者登録試験合格によって採用候補者として登録された方を、その都度希望勤務地等を考慮のうえ、育児休業代替任期付職員等として任用（採用）します。

そのため、登録されても、職員の状況により、任用（採用）までに一定の期間が経過する場合や、任用（採用）されない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、登録の際の条件は、職種によって異なります。

※これまでに勤務いただいた所属と主な職務の例

<免許・資格を有する職種>

（例1） 管理栄養士

所属：健康福祉事務所

職務：・栄養士、管理栄養士、栄養学生の育成・指導
・食育の推進に向けた啓発・情報発信

（例2） 看護師

所属：医療福祉推進課

職務：・認知症ケアに係る人材の養成
・高齢者虐待防止対策に関する事例検討会の開催

（例3） 保育士

所属：近江学園

職務：児童の生活・学習支援

<一般事務>

（例4） 所属：県税事務所

職務：窓口における納税事務

（例5） 所属：土木事務所

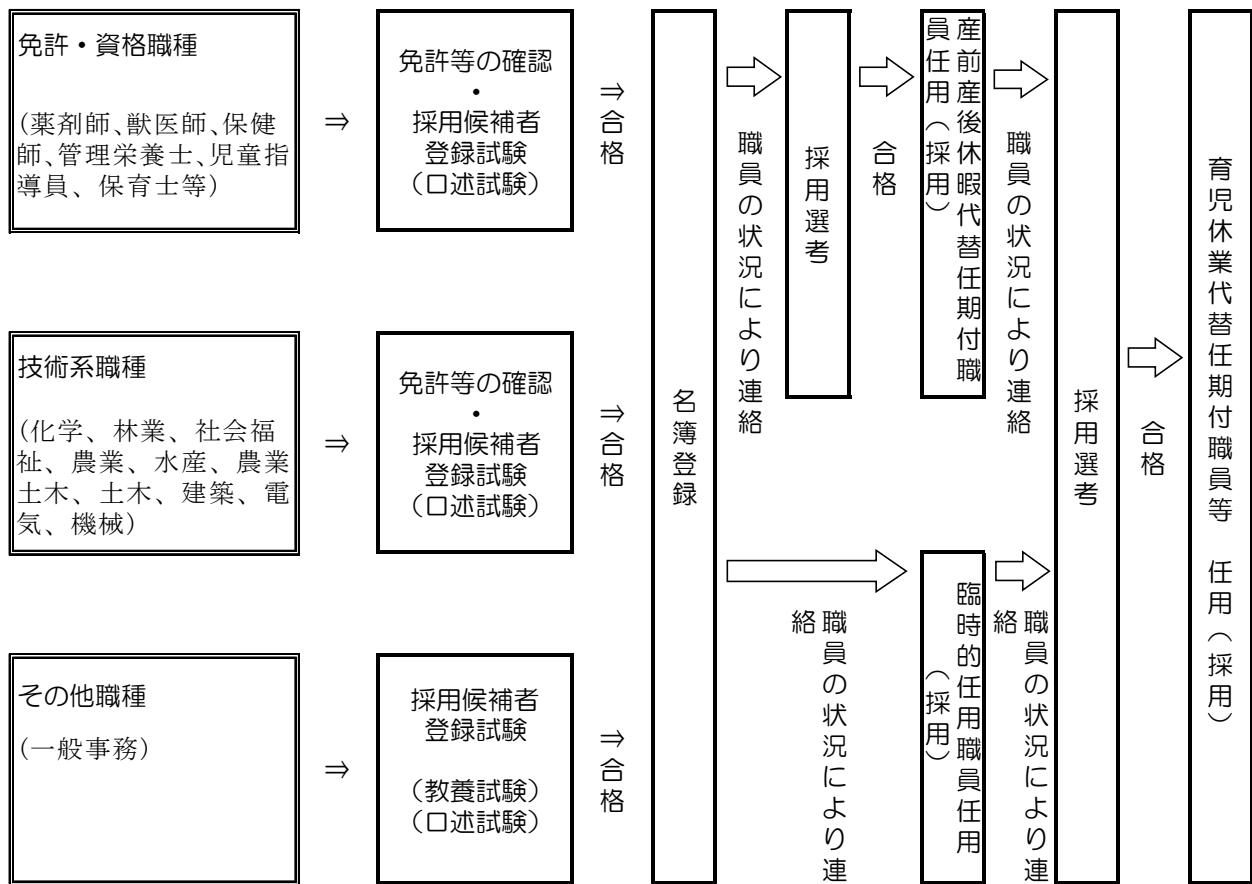
職務：・工事の契約、工事費の予算経理
・建設工事等の入札執行

（例6） 所属：県立学校

職務：・給与・旅費の支給
・各種証明書発行

4 任用（採用）までの流れ

職員の産前産後休暇期間中は、産前産後休暇代替任期付職員として任用します。
ただし、欠員の状況等によっては、臨時的任用職員として任用される場合があります。



5 欠格事由

次のいずれかに該当する者は、登録できません(地方公務員法第16条に規定する欠格条項)。

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

6 免許資格職種および技術系職種の登録申込手続と任用（採用）までの流れ

(1) 登録区分、登録資格、主な職務内容および勤務予定先

ア 免許・資格職種

登録区分	登録資格	主な職務内容	勤務予定先
薬剤師	薬剤師の免許を有する者	医薬品および毒物劇物等の監視(医薬品等製造業・薬局等の指導取締り)、食品衛生および環境衛生に関する監視(飲食店等の指導取締り)等の業務	知事部局等の本庁各課または地方機関
獣医師	獣医師の免許を有する者	食品衛生および環境衛生に関する監視、動物愛護に関する監視(取扱業者等の指導取締り)、狂犬病予防(野犬の捕獲・抑留等)、と畜・と鳥検査、家畜の生産振興、家畜衛生、畜産技術等に関する業務	

保健師	保健師の免許を有する者	家庭訪問、健康相談、健康診断等の保健予防活動等の業務
管理栄養士	管理栄養士の免許を有する者	栄養指導(離乳食・生活習慣病予防食等の個別または集団指導)、集団給食施設指導等の業務
児童指導員	社会福祉士の資格を有する者	福祉施設における指導業務、子ども家庭相談センター等における指導または相談業務
保育士	保育士の資格を有する者	福祉施設または子ども家庭相談センターにおける指導業務
その他の免許資格を有する者	上記以外の免許資格（精神保健福祉士、助産師、看護師等）を有する者も登録受付をします。 詳しくはお問い合わせください。	

イ 技術系職種

登録区分	登録資格等	主な職務内容	勤務予定先
化学	(1)化学技術職として国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者	環境・衛生等に関する行政事務および関連する試験・検査等の業務	知事部局等の本庁各課または地方機関
林業	(1)森林法第187条に定める林業普及指導員の任用資格を有する者 (2)林業技術職として国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者	治山・林道等の事業に関する企画・設計・施工管理、林業に関する知識・技術の普及指導等の業務および関連する行政事務	
社会福祉	(1)社会福祉法第19条第1項各号に該当する社会福祉主事の任用資格を有すること (2)社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士の資格を有すること	児童福祉・障害福祉等に関する行政事務・相談支援、児童福祉施設等における生活支援・自立支援等の福祉関係業務	
農業	(1)農業改良助長法第9条に定める普及指導員の任用資格を有する者 (2)農業技術職として国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者	農業に関する知識・技術の普及指導、行政事務および関連する試験研究等の業務	知事部局等の本庁各課または地方機関
水産	(1)水産関係地方公共団体交付金等交付要綱に定める水産業普及指導員の任用資格を有する者 (2)水産技術職の国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者	水産業に関する知識・技術の普及指導、行政事務および関連する試験研究等の業務	
農業土木	(1)1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者 (2)技術士の資格(農業土木、農村地域計画またはその他土木に関する)	農業農村整備等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務	

	技術部門に限る。)を有する者 (3)土地改良換地士の資格を有する者 (4)農業土木技術職として国家公務員 または地方公務員として5年以上 の勤務経験を有する者		
土木	(1) 1 級または 2 級土木施工管理技士の資格を有する者 (2) 技術士の資格（土木に関する技術部門に限る。）を有する者 (3) 土木技術職として国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者	道路・河川・港湾・都市計画等の事業に関する企画・設計・施工管理等の業務および関連する行政事務	
建築	(1) 1 級または 2 級の建築施工管理技士の資格を有する者 (2) 1 級建築士または 2 級建築士のいずれかの免許を有する者 (3) 建築技術職の国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者	建築の設計・監督・検査、建築確認等の業務および関連する行政事務	
電気	(1) 1 級または 2 級の電気工事施工管理技士の資格を有する者 (2) 電気技術職の国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者	電気設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務	
機械	(1) 1 級または 2 級の管工事施工管理技士の資格を有する者 (2) 機械技術職の国家公務員または地方公務員として5年以上の勤務経験を有する者	機械設備等に関する設計・施工管理・保守管理等の業務および関連する行政事務	

※ 勤務経験とは、週38 時間45 分以上の勤務を1 年以上継続して勤務した経験（臨時的任用職員を除く。）をいいます。

(2) 申込手続

郵送により申し込んでください。

なお、申込みに当たっては、次に留意してください。

封筒の表に「育児休業代替任期付職員等登録申込書在中」と朱書きし、簡易書留または特定記録郵便で郵送してください(簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。)。

【提出書類】①必要事項を記入した登録申込書（様式1）

②登録に必要な免許証等の写し

（技術系職種で国家公務員または地方公務員として5 年以上の勤務経験により登録を受けようとする方は勤務経験経歴書）

【送 付 先】〒520-8577 大津市京町四丁目1 番1 号

滋賀県総務部人事課人事係

電話077-528-3153(直通)

【受付期間】随時受付

(3) 登録および任用（採用）されるまで

- ア 申込み後、育児休業代替任期付職員等採用候補者登録試験（以下「採用候補者登録試験」という。）（口述試験）を実施します。試験の日程および実施場所等については、申込書に記載いただいた連絡先に電話連絡します。
- イ 採用候補者登録試験に合格した後、滋賀県育児休業代替任期付職員等採用候補者登録名簿に登録され（登録された旨の通知をします。）、希望する勤務地、任用形態等を考慮の上選抜された者に対して採用選考を実施（臨時的任用職員に任用（採用）する場合を除きます。）し、合格者が任用（採用）されます。

7 その他職種（一般事務）の登録申込手続と任用（採用）までの流れ

(1) 申込手続等

採用候補者登録試験(教養試験・口述試験)を受験してください。

合格者を登録します。

募集する職種、人数および試験の時期等については、年度により異なります。詳細は、滋賀県総務部人事課人事係（電話077-528-3153）にお問い合わせください。

(2) 登録および任用（採用）されるまで

採用候補者登録試験に合格した後、滋賀県育児休業代替任期付職員等採用候補者登録名簿に登録され（登録された旨の通知をします。）、希望勤務地等を考慮の上選抜された者に対して採用選考（書面）を実施（臨時的任用職員に任用（採用）する場合を除きます。）し、合格者が任用（採用）されます。

8 登録後任用（採用）されるまで

- (1) 育児休業代替任期付職員等については、産前産後休暇を取得する職員または育児休業もしくは配偶者同行休業をする職員等の代替職員として勤務することとなりますので、職員の状況によっては、登録者すべてが任用（採用）されるとは限りません。
- (2) 名簿登録の有効期間は、登録された日から3年間ですが、免許・資格の失効等、登録資格を満たさなくなった時点で登録は無効となります。
- (3) 名簿登録された後、内容の変更または取消を希望される場合は、「滋賀県育児休業代替任期付職員等登録 変更・取消届」（様式2）を提出してください。

9 任用（採用）されてから

育児休業代替任期付職員等は、任期が定められていること以外は一般の職員と同様に、給与、勤務時間、服務等に関する地方公務員法等の規定が適用されます。

(1) 任用期間

臨時的任用職員は、6月以内の任用期間（最長1年を超えない範囲で更新の可能性あり。）で、任期を定めて任用（採用）します。

産前産後休暇代替任期付職員は、産前産後休暇を取得する職員の休暇期間（約4月間）を限度として、任期を定めて任用（採用）します。

育児休業代替任期付職員または配偶者同行休業代替任期付職員は、育児休業をする職員の育児休業期間または配偶者同行休業をする職員の配偶者同行休業期間を任用の限度として任期を定めて任用（採用）します。任用期間は、概ね10か月以上3年未満ですが、各職員の育児休業等期間に応じて、任用（採用）時に決定することとなります。

なお、育児休業や休暇等の期間が短縮された場合には、任用（採用）時に決定した任用期間が短縮されることがあります。

(2) 任用形態

以下のいずれかの形態により任用（採用）します。なお、希望の任用形態に合う配属先がない場合、任用（採用）されない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

任用 形態	週5日勤務	週4日勤務	週3日勤務
勤務 時間	週 38 時間 45 分勤務 ※原則として月曜日から金曜日までの8時 30 分から 17 時 15 分まで、1日7時間 45 分勤務です。 ※休憩時間は、正午から 13 時までの1時間です。	週 31 時間勤務 ※原則として月曜日から金曜日までの8時 30 分から 17 時 15 分まで、1日7時間 45 分勤務です。 ※休憩時間は、正午から 13 時までの1時間です。 ※日曜日および土曜日に加えて、職務の内容に応じて月曜日から金曜日までの5日間において、1日の週休日設けます。	週 23 時間 15 分勤務 ※原則として月曜日から金曜日までの8時 30 分から 17 時 15 分まで、1日7時間 45 分勤務です。 ※休憩時間は、正午から 13 時までの1時間です。 ※日曜日および土曜日に加えて、職務の内容に応じて月曜日から金曜日までの5日間において、2日の週休日設けます。

※ 臨時的任用職員の任用は、週5日勤務のみとなります。

(3) 給与

給料は、次の表のとおりです（令和7年4月1日現在）。

なお、給料は、経歴その他に応じて、一定の範囲内で額が加算されます。

給料のほかに、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

職種	学歴免許等	初任給（注1）			[参考] 免許等取得後の経験が10年ある場合（注2）
		週5日勤務	週4日勤務	週3日勤務	
一般事務	高校卒	209,087	167,269	125,452	261,439
技術系職種	大学卒	236,499	189,198	141,899	268,104
獣医師	大学6卒	265,310	212,247	159,185	299,709
薬剤師	大学6卒	265,310	212,247	159,185	299,709
管理栄養士	大学卒	249,937	199,949	149,961	290,250
保健師	大学卒	276,382	221,105	165,828	307,235
児童指導員	大学卒	249,829	199,862	149,897	279,069
保健師	短大卒	237,466	189,972	142,479	274,446

注1）初任給欄は、資格免許等を取得した直後の者が採用となった場合の額で、地域手当を含みます。

注2）参考欄の給料は、同種の職務に従事した経験が10年ある場合の週5勤務のものです。学歴や職務の内容、勤務形態等により異なります。

(4) 休暇

休暇は、任用形態や任期に応じて最大年間20日間の年次有給休暇、けがや病気、結婚、忌引等の場合に与えられる特別休暇などがあります。

(5) 服 務

任用期間中は、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

(6) 福利厚生

地方職員共済組合の組合員および(一財)滋賀県職員互助会の会員となります。

(7) その他

ア 育児休業代替任期付職員等は、原則として任用期間中人事異動はありませんが、職員の育児休業等期間が短縮された場合等は人事異動する場合があります。

イ 育児休業代替任期付職員等への任用（採用）は、滋賀県職員（任期の定めのない職員）への任用（採用）と無関係であり、当該任用（採用）の際に一切優先されるものではありません。

10 日本国籍を有しない者の任用（採用）

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用（採用）が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、任用（採用）時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には任用（採用）されません。